

新	旧
長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金 実施要領 （平成 27 年 7 月 2 日付け 27 介第 193 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 介第 582 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 29 年 2 月 17 日 28 介第 478 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 29 年 8 月 9 日 29 介第 272 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 3 年 8 月 30 日 3 介第 442 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 3 年 11 月 17 日 3 介第 605 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 2 月 22 日 4 介第 1196 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 9 月 22 日 5 介第 678 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 11 月 16 日 5 介第 915 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 7 年 11 月 26 日 7 介第 753 号健康福祉部長通知） 第 1 （略） 第 2 県が市町村又は民間事業者へ補助する事業（第 3 に定める事業を除く） （略） 1 （略） 2 補助金の交付条件 （1）県の補助により市町村又は民間事業者が県補助事業を実施する場合 （略） ①～⑨（略） ⑩ 県補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した	長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金 実施要領 （平成 27 年 7 月 2 日付け 27 介第 193 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 介第 582 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 29 年 2 月 17 日 28 介第 478 号健康福祉部長通知） 【改正】（平成 29 年 8 月 9 日 29 介第 272 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 3 年 8 月 30 日 3 介第 442 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 3 年 11 月 17 日 3 介第 605 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 2 月 22 日 4 介第 1196 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 9 月 22 日 5 介第 678 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 5 年 11 月 16 日 5 介第 915 号健康福祉部長通知） 【改正】（令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号健康福祉部長通知） <u>（新設）</u> 第 1 （略） 第 2 県が市町村又は民間事業者へ補助する事業（第 3 に定める事業を除く） （略） 1 （略） 2 補助金の交付条件 （1）県の補助により市町村又は民間事業者が県補助事業を実施する場合 （略） ①～⑨（略） ⑩ 県補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した

新	旧
場合（<u>次のア又はイに掲げる場合を除き、</u>仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも県補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに県知事に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。 <u>ア 県補助事業の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合</u> <u>イ 県補助事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合</u> ⑪～⑯（略） 第3 民間事業者に対する市町村の補助に県が補助する事業（略） 1（略）	場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも県補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに県知事に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ⑪～⑯（略） 第3 民間事業者に対する市町村の補助に県が補助する事業（略） 1（略）

新	旧
2 補助金の交付条件 (1) 市町村の補助により民間事業者が市町村補助事業を実施する場合(略) ①～④ (略) ⑤ 市町村が、市町村補助事業に対して県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、民間事業者に対し次の条件が付されるものとする。 ア～ケ (略) コ 市町村補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（<u>次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を除き</u>、仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも市町村補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。 <u>（ア） 市町村補助事業の交付申請に当たり、市町村の定めるところにより、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合</u> <u>（イ） 市町村補助事業の実績報告等の際に、この補助金に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、市町村が定めるところにより当該額を補助金の額から減額して報告した場合</u>	2 補助金の交付条件 (1) 市町村の補助により民間事業者が市町村補助事業を実施する場合(略) ①～④ (略) ⑤ 市町村が、市町村補助事業に対して県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、民間事業者に対し次の条件が付されるものとする。 ア～ケ (略) コ 市町村補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも市町村補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
サ～ソ（略） ⑥～⑧（略） 第4 （略） 第5 補助額の算定方法 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律 64 号）第4条第1項の規定により作成された都道府県計画に記載された事業について、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める補助単価に単位の数に乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。また、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」については、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める補助単価に単位の数に乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。 なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 第6 （略）	サ～ソ（略） ⑥～⑧（略） 第4 （略） 第5 補助額の算定方法 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律 64 号）第4条第1項の規定により作成された都道府県計画に記載された事業について、補助金交付要綱の別表 <u>1</u> の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める補助単価に単位の数に乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、補助金交付要綱の別表 <u>1</u> の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。また、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」については、補助金交付要綱の別表 <u>1</u> の第1欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める補助単価に単位の数に乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。 なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 第6 （略）

新	旧
附 則 （略） 附 則（平成 29 年 8 月 9 日 29 介第 272 号～令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号） （略） <u>附 則（令和 7 年 11 月 26 日 7 介第 753 号）</u> <u>（適用期日）</u> <u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>	附 則 （略） 附 則（平成 29 年 8 月 9 日 29 介第 272 号～令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号） （略） <u>（新設）</u>

新	旧																																
(別紙様式 1) 第 号 年 月 日 長野県知事 様 〒 所在地 補助事業者名 代表者氏名 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分） 補助金 に係る協議について 年度において、下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて協議しま す 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 95%;">事業名</th> </tr> <tr><td>☐</td><td>地域密着型サービス等整備助成事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>定期借地権設定のための一時金の支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>民有地マッチング事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護施設等における <u>新型コロナウイルス感染拡大防止対策</u> 支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護職員の宿舎施設整備事業</td></tr> </table> 関係書類 ・ 概要書 ・ その他必要な書類		事業名	☐	地域密着型サービス等整備助成事業	☐	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	☐	定期借地権設定のための一時金の支援事業	☐	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業	☐	民有地マッチング事業	☐	介護施設等における <u>新型コロナウイルス感染拡大防止対策</u> 支援事業	☐	介護職員の宿舎施設整備事業	(別紙様式 1) 第 号 年 月 日 長野県知事 様 〒 所在地 補助事業者名 代表者氏名 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分） 補助金 に係る協議について 年度において、下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて協議 します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 95%;">事業名</th> </tr> <tr><td>☐</td><td>地域密着型サービス等整備助成事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>定期借地権設定のための一時金の支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>民有地マッチング事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護施設等における <u>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に 係る経費</u> 支援事業</td></tr> <tr><td>☐</td><td>介護職員の宿舎施設整備事業</td></tr> </table> 関係書類 ・ 概要書 ・ その他必要な書類		事業名	☐	地域密着型サービス等整備助成事業	☐	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	☐	定期借地権設定のための一時金の支援事業	☐	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業	☐	民有地マッチング事業	☐	介護施設等における <u>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に 係る経費</u> 支援事業	☐	介護職員の宿舎施設整備事業
	事業名																																
☐	地域密着型サービス等整備助成事業																																
☐	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業																																
☐	定期借地権設定のための一時金の支援事業																																
☐	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業																																
☐	民有地マッチング事業																																
☐	介護施設等における <u>新型コロナウイルス感染拡大防止対策</u> 支援事業																																
☐	介護職員の宿舎施設整備事業																																
	事業名																																
☐	地域密着型サービス等整備助成事業																																
☐	介護施設等の施設開設準備経費等支援事業																																
☐	定期借地権設定のための一時金の支援事業																																
☐	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業																																
☐	民有地マッチング事業																																
☐	介護施設等における <u>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に 係る経費</u> 支援事業																																
☐	介護職員の宿舎施設整備事業																																

新	旧
(別紙様式 2) 第 号 年 月 日 長野県知事 様 〒 所在地 補助事業者名 代表者氏名 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分） 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。 1 ～ 4 （略）	(別紙様式 2) 第 号 年 月 日 長野県知事 様 〒 所在地 補助事業者名 代表者氏名 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分） 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。 1 ～ 4 （略）